

静岡市障害者歯科保健センターからのご案内

○当センターは保険医療機関です。

○個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方箋等の個人情報には治療目的以外には使用しません。

○明細書発行体制について

個別の診療報酬がわかる明細書を無料で発行しています。必要な方はお申し付け下さい。

○義歯（入れ歯）を作るときに注意

新しい義歯（入れ歯）を作る場合は、前回作製時より6か月以上経過していなければ作製できません。

他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

当センターは以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省東海北陸厚生局に届出を行っています

○歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

○歯科外来診療医療安全対策加算1

当センターには医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時においては他の医療機関と連携するとともに、医療安全に係る十分な体制を整備しています。

連携先医療機関名（病院等含む） 静岡市立静岡病院

連絡方法：電話 054-253-3125

○歯科外来診療感染対策加算1

当センターでは院内感染管理者を配置しており、院内感染防止策について十分な体制を整備しています。

○歯科治療時医学管理料

患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

○歯科特別対応連携加算

安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット

また、緊急時に円滑な対応ができるよう、他の医科医療機関及び歯科医療機関と連携しています。

○医療 DX 推進体制整備加算

当センターでは、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

○医療情報取得加算

当センターでは、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーが健康保険証として利用できます。

患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

○CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

○クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせもの）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

○歯科訪問診療の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

○酸素購入の単価の届出

前年の1月から12月までに購入した酸素の対価及び容積の届出を行っています。